

令和2年4月8日

保護者様

栃木市教育委員会教育長 青木千津子
栃木市立栃木西中学校長 小林 勇夫

新型コロナウイルス感染症に係る臨時休業について（お願い）

日頃より子どもたちの健康・安全についてご協力いただきありがとうございます。

さて、令和2年度が始まりましたが、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の事態を受けて、下記のとおり対応してまいります。

つきましては、下記内容にご理解いただき、お子様への御指導も含めてご対応をお願い申し上げます。

記

- 1 休業期間 令和2年4月13日（月）～令和2年4月24日（金）
- 2 休業中の過ごし方等
 - （1）基本的には長期休業中と同様とする。
 - （2）不要な外出は控え、少なくとも就業時間（午後4時）までは自宅で過ごす。
 - （3）毎日体温測定を行うとともに、うがい、手洗いをこまめに行い、やむを得ず外出する際は、必ずマスクを着用する。
 - （4）塾や習い事については保護者の判断とする。
 - （5）各学年から出された課題を自宅で行う。また、文部科学省やその他の機関から出されているウェブ上の学習を行う。
 - （6）臨時休業期間中の保護者・生徒への連絡方法はメール配信で行う。
 - （7）万一、新型コロナウイルス感染症に罹患した場合は、学校に連絡をする。
- 3 休業期間前の対応等について
 - （1）4月8日～10日までは午前中のみ登校とし、給食を取らず下校とする。
 - （2）始業式は、時間の縮減や、3密（密閉、密集、密接）への対応を講じる。
 - （3）入学式は教職員と新入生徒、該当保護者の参加で行う。
- 4 学習内容の補填について
今後、休業が続いた場合、夏季休業を短縮して授業を行うこともある。
- 5 部活動について
休業期間中の部活動は原則行わない。ただし、春期休業中と同様に、生徒の運動不足解消に向けた体育施設の開放は行う。

<問合せ先>

栃木市立栃木西中学校

担当 鈴木久雄(教頭)

TEL 0282-22-5711